

一宮市告示第357号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条第1項の規定により、下記の地域農業経営基盤強化促進計画(以下「地域計画」という。)を変更し定めたので、同条第8項の規定により公告する。

令和7年7月30日

一宮市長 中野 正康

記

地域計画を定めた地域

- (1)旧一宮市地域
- (2)旧尾西市地域